

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例			法令番号	昭和45年佐賀県条例第11号		
手続名	心身障害者扶養共済 掛金の減額			根拠条項	第9条第1項		
審査基準	<p>◎知事は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項に規定する掛金の額を当該各号に定める区分に従い減額することができる。ただし、加入者が県の区域内に住所を有しなくなったときは、減額しないものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者 掛金額の10分の9に相当する額</p> <p>(2) 県民税及び市町民税を課せられていない者又は免除されている者 掛金額の10分の5に相当する額 ※課税状況は加入者個人ではなく、加入者及びその者と同一生計を営む同一世帯に属している者の全ての課税状況によって区分する。</p>						
	受付機関	障害福祉課	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日